

労働者問題とドイツ・カトリシズム

——レオ13世『レーラム・ノヴァルム』100周年に寄せて——

増 田 正 勝

目 次

- I. 序 論
- II. 『レーラム・ノヴァルム』と労働者問題
- III. 『レーラム・ノヴァルム』の発布をめぐる諸状況
- IV. 『レーラム・ノヴァルム』と社会的カトリシズム
——「フリブール同盟」と「ハイド・テーゼ」
 - 1. 「フリブール同盟」
 - 2. 「ハイド・テーゼ」
- V. 『レーラム・ノヴァルム』とキリスト教労働組合
- VI. 結 論

I. 序 論

レオ13世の回勅『レーラム・ノヴァルム』(*Rerum novarum*, 1891年)が公布されて100年が経過した。回勅(encyclicus, Enzyklika, encyclical letter)は、ローマ教皇が全世界の司教にあてて送る文書で、教会が直面するさまざまな問題についてその原則的立場と問題解決の基本的方向を教示

しようとするものであり、とくに社会問題を取り扱った回勅は社会回勅 (Sozialenzyklika, Sozialrundschriften) と称されてきた。その最初の社会回勅がレオ13世の『レールム・ノヴァルム』であった。

『レールム・ノヴァルム』は、当時もっとも焦眉の社会問題であった労働者問題に関してはじめてカトリック教会がその基本的考え方を回勅の形で表明し、いくつかの重要な解決案を提示したものであった。この最初の社会回勅は、その後“社会回勅のマグナ・カルタ”と称されるようになり、また、当時発展しつつあったカトリック労働者運動に一定の基本的指針を与えたので、“カトリック労働者運動のマグナ・カルタ”とも呼ばれるようになった。

その後、近代のローマ教皇たちは、たえず『レールム・ノヴァルム』を出発点とし、そこからその時代の切迫した社会問題に照射を行いつつ、新たな課題を設定してきた。それ以後発布されてきた一連の社会回勅がそれらであった。

すなわち、『レールム・ノヴァルム』40周年目の1931年にはピオ11世の『クワドラジェジモ・アンノ』、70周年目の1961年にはヨハネ23世による『マーテル・エト・マジストラ』、80周年目の1971年にはパウロ6世の『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』、90周年目の1981年には現在のローマ教皇ヨハネ・パウロ2世による『ラボレム・エギジェルチェンズ』と、一連の社会回勅が発布されてきた。そして『レールム・ノヴァルム』100周年目に当たる1991年には、ヨハネ・パウロ2世によって『チェンテジマス・アニュス』が発布された¹⁾。『チェンテジマス・アニュス』のドイツ語訳には、ケルバー (Kerber, Walter) のコメンタールがついており、『レールム・ノヴァルム』の歴史的意義を回顧しつつ新しい社会回勅について一定の評価が加えられている²⁾。

1991年から1992年にかけてドイツ語圏では、『レールム・ノヴァルム』100周年を記念して、さまざまな出版物の刊行³⁾や雑誌記事・論文の執筆⁴⁾がみられた。いずれもなんらかの意味において『レールム・ノヴァルム』の歴

史的評価を行っている。

本稿におけるわれわれの課題は、今日の時点から『レールム・ノヴァルム』を眺めて評価するというよりは、むしろわれわれ自身を『レールム・ノヴァルム』と同時代の19世紀末に置いてみて、そこから改めて『レール

-
- 1) ここにあげた、『レールム・ノヴァルム』から『チェンテジマス・アニユス』までの七つの社会回勅にはそれぞれ日本語訳が出版されているが、本稿においては、日本語訳と英語訳を参考にしつつ、ドイツ語訳を基本テキストとして用いている。日本語訳は以下のようである。

レオ13世『レールム・ノヴァルム——労働者の境遇について』(岳野慶作訳)、ピオ11世『クワドラジェジモ・アンノ——社会秩序の再建』(岳野慶作訳)、パウロ6世『オクトジェジマ・アドヴェニエンス——回勅『レールム・ノヴァルム』公布80周年を迎えて』(浜 寛五郎訳)の三つは、『教会の社会教書』(中央出版社, 1991年)に収録されている。ヨハネ23世『マーテル・エト・マジストラ——キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について』(小林珍雄訳, 中央出版社, 1961年)、ヨハネ・パウロ2世『働くことについて』(『ラボレーム・エギジェルチェンズ』の訳)(沢田和夫訳, カトリック中央協議会, 1982年)、ヨハネ・パウロ2世『新しい課題——教会と社会の百年をふりかえって』(『チェンテジマス・アニユス』の訳)(イエズス会社会司牧センター訳, カトリック中央協議会, 1991年)

- 2) *Vor neuen Herausforderung der Menschheit. Enzyklika "Centesimus annus" Papst Johannes Pauls II*, Kommentar von Walter Kerber, Freiburg/Basel/Wien 1991.
- 3) *Katholische Gesellschaftslehre im Überblick. 100 Jahre Sozialverkündigung der Kirche*, hrsg. von W. Kerber/H. Ertl/M. Hainz, Frankfurt am Main 1991.

100 Jahre katholische Soziallehre. Bilanz und Ausblick, hrsg. von W. Palver, Wien/München 1991.

Kirche zwischen Vertröstung und Klassenkampf. 100 Jahre Rerum Novarum, hrsg. von R. Janiszewski u. ä., Leipzig 1991.

第1のものは、社会回勅やヴァチカン公会議文書以外に、司教教書や司教会議文書なども加えて、広くこの100年間のカトリック社会教説の発展に対して一定の展望を与えながら、それぞれの文書へガイドすることをねらったものである。

第2のものでは、14人の執筆者がいろいろな角度からカトリック社会教説に対して批判と評価を試みている。政治神学や解放の神学の影響が多分に感じられる論文集である。

第3のものは、旧東ドイツで出された論文集で、社会主義体制の崩壊という歴史的状況の中で、『レールム・ノヴァルム』の歴史的意義・役割を考察している。

ム・ノヴァルム』の意義を考察してみるというところにある。もっとも、この小論文をもってこのような課題に取り組ませるには、課題自体があまりにも大きいし、われわれの力をはるかに超えている。本稿では、きわめて限られた観点を提示し得るにすぎない。

II. 『レールム・ノヴァルム』と労働者問題

コンツェミウスにならって⁵⁾、われわれもまたベルナノスの『田舎司祭の日記』から引用したくなる。フランスのカトリック作家、ベルナノスは、若い司祭を相手にトルシーの老主任司祭にこういわしめている。

「あのレオ13世の有名な回勅“レールム・ノヴァルム”を、きみたちは、四旬節にときどき出される教書かなにかのように、落ち着きはらって平然と読んでいる。ところが、きみ、それが出たときは、まるで大地が揺れ動

4) 雑誌記事や論文としては、以下のようなものがある。

Kerber, Walter: Centesimus annus, in; *Stimmen der Zeit*, 209. Bd., 116. Jg., H. 7, 1991, S. 433ff.

Langhorst, Peter: Fürst Löwenstein, die Haider These und Rerum novarum, in; *Stimmen der Zeit*, 209. Bd., 116. Jg., H. 12, 1991, S. 857ff.

Ludwig, Heiner: 100 Jahre Sozialverkündigung der Kirche, in; *Stimmen der Zeit*, 209. Bd., 116. Jg., H. 11, 1991, S. 783ff.

Möhring-Hesse, Matthias; Vergangene Projekte katholischer Politik. Zum Hundersten von "Rerum novarum", in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, H. 5, 1991, S. 312ff.

Schneider, Lothar: "Centesimus annus". Rückschau im Licht der Gegenwart — Sprungbrett für eine neue Vision, in; *Sozialer Fortschritt*, H. 10, 1991, S. 248f.

Streithofen, Heinrich B.: Entdeckung des Marktes. Was ist neu an "Centesimus annus"? in; *Die Neue Ordnung*, 45. Jg., H. 3, 1991, S. 174ff.

Spieker, Manfred: Zur Lage der katholischer Soziallehre. Bilanz eines Jubiläumsjahres, in; *Die Neue Ordnung*, 46. Jg., 1992, H. 4, S. 285ff.

5) Conzemius, Victor: Rerum novarum im Kontext des europäische Katholizismus, in; *90 Jahre Rerum novarum*, hrsg. von Anton Rauscher, Köln 1982, S. 11.

くように感じたものだよ。まったく感激したね。当時、わたしはノーフォントの主任司祭で、そこは炭鉱地帯のど真ん中だった。人間の労働は商品ではない、需要・供給の法則に従うものではない、麦や砂糖、コーヒーに投機するように、賃金に、つまり人間の生活に投機する権利はない、という簡単な思想が、人々の意識を根元からひっくり返した。ほんとに驚きだったね。ところが、わたしが説教台からそのことを坑夫たちに話したのというので、わたしを“社会主義者”だといって、敬虔な百姓たちはわたしをモントリューへ左遷してしまったよ⁶⁾。」

今日、われわれもまた『レールム・ノヴァルム』を平然と読み、とりたてて感動したり驚くこともない。しかし、いま一度、1891年という時点に身を置いてみると、これはただごとではなかったであろう。

『レールム・ノヴァルム』は、「すでに久しく諸国民の間に風靡していた革新の精神は、政治的領域においてはすでに破滅的な影響をもたらしてきたが、いまや国民経済的領域を襲うに至っている⁷⁾」と書き出している。

6) Bernanos, Georges: *Journal d'un curé de campagne*, Paris 1936.

ここでは、*The Diary of Country Priest*, translated by Pamela Morris, New York 1954, p.44-45より訳出。日本語訳、『田舎司祭の日記』(木村太郎訳, 1951年, 養徳社), 76-77ページ。

7) Leo XIII.: *Rerum novarum*, Nr.1. (*Rerum novarum*を以下では、*R. n.*と略す。Nr. は回勅のページ数ではなく、節につけられた番号を表している。

『レールム・ノヴァルム』の場合、ドイツ語訳、英語訳、日本語訳では、途中からこの番号が一致しなくなる。本稿では『レールム・ノヴァルム』のドイツ語訳よりの引用箇所を示している。)

なお、『レールム・ノヴァルム』のドイツ語訳には、現在一般に使用されている、公認のものと、ゲーレス学会の社会・経済科学部編のものがある。たとえば、*Text zur katholischen Soziallehre. Die sozialen Rundschreiben der Päpste und anderer kirchliche Dokument*, hrsg. vom Bundesverband der KAB, Kevelaer 1977, は、前者の訳を収録しているが、*Die soziale Botschaft der Kirche. Von Leo XIII. bis Johannes XXIII*, hrsg. von J. Schasching, Innsbruck/Wien/München 1963, は、後者の訳を収めている。

「革新の精神」は、前者の訳で“Der Geist der Neuerung”となっているところ、後者では、“Das Verlangen nach Neuem”となっている。また英語訳では、“the spirit revolutionary change”と訳されている。本稿では、前者のドイツ語訳を一般に用いる。

レオ13世として、ペルーシアの大司教、枢機卿ジョアキーノ・ヴィンチェンゾ・ペッチ (Gioacchino Vincentio Pecci, 1810~1903) が256代目の教皇位に就いたのは1878年のことで、すでに69歳の高齢に達していた。この飾り気のない書き出しの部分の背後には、19世紀という時代を生きてきたレオ13世の個人的な体験や洞察のみならず、近代世界に対するカトリック教会の対決の意識が凝結している。

教会史的に眺めると、19世紀は、「啓蒙主義とフランス革命の遺言執行人⁸⁾」であった。啓蒙主義とフランス革命、そしてドイツの世俗化は、それまではいささかなりとも残っていた教會的要素を近代世界から完全に駆逐し、そこに現出したものは、宗教的な価値や努力が生活のごく一部しか占めていない、非キリスト教的で純粹に世俗的な世界であった。15世紀には人文主義が、16世紀には宗教改革が、17、18世紀にはガリカニズムと啓蒙主義が、そして19世紀には社会主義と唯物主義、そして進化論が近代の生活に浸透し、近代の精神生活を支配するに至っていた。すなわち、レオ13世が生きた19世紀は、反教會的・反超自然的近代世界が教會に対する敵対と攻撃をいっそう強めていた時代であった。

このような敵対的・攻撃的な環境にあって、19世紀半ばまでの教會は、近代の誤謬の告発と、教義本位主義に立った、それからの防御をもっぱらとしてきた。これに対して、むしろ近代と積極的に対決することによって、すでに近代世界の中で孤児となりつつあった教會を現実生活における積極的な価値形成者として再生することが、レオ13世に与えられた課題であった。したがって、『ルールム・ノヴァルム』の書き出しにある「革新の精神」はまさに近代そのものであったといえる。

レオ13世は、教皇就任とともに一連の回勅でもって近代世界との対決をさっそく展開している。それはまさに全面的な展開といえるものであつ

8) J. ロルツ『教会史』(神山四郎訳, ドン・ボスコ社, 1956年) (Lortz, Joseph: *Geschichte der Kirche in ideengeschichtlicher Betrachtung*, Münster 1932) 590ページ。

た⁹⁾。社会主義の誤謬を明らかにするとともに、とくに私的所有権を擁護した、1878年の回勅『クオド・アポストリチ・ムネーリス』(*Quod apostolici muneris*)、キリスト教哲学、とくにトマス哲学の復活を主張した、1879年の回勅『エテルニ・パートリス』(*Aeterni patris*)、キリスト教的結婚と家庭の再強化を述べた、1880年の回勅『アルカヌム・ディヴィネ・サピエンティエ』(*Arcanum divinae sapientiae*)、政治権力の起源と政治的統治に対してキリスト者がとるべき基本的態度について述べた、1881年の回勅『ディウトウルヌム』(*Diuturnum*)、超自然的絶対価値に対して相対的な自然主義を基本精神とするフリーメーソンを批判した、1884年の回勅『フマヌム・ジェヌス』(*Humanum genus*)、国家と教会との関係について基本的考察を加え、政教分離の原則を明確に打ち出した、1885年の回勅『インモルターレ・デイ』(*Immortale dei*)、人間の自由の根本問題についてキリスト教的考察を加えた、1888年の回勅『リベルタス・プレスタンティシムム』(*Libertas praestantissimum*)、教会と国家との間で抗争が生じた場合、キリスト者は教会に対して忠実であるべきことを説いた、1890年の回勅『サピエンティエ・クリスティアーネ』(*Sapientiae christianae*)と続き、そして1891年に『レールム・ノヴァルム』が発布される。

したがって、『レールム・ノヴァルム』には、以上のような諸回勅に提示されてきた、近代世界に対するレオ13世の基本的態度がすべて総括されていると考えられる。

政治的領域から経済的領域へ及んできた「革新の精神」は、社会に変動と混乱をもたらし、激化する社会的抗争 (*der soziale Kampf, conflicts*) が近代世界の大きな特徴となっている。産業の発展、科学技術の進展、生

9) レオ13世の社会回勅のすぐれた解説書としては、*The Church speaks to the modern World. The social Teachings of Leo XIII*, ed. by Etienne Gilson, New York 1955がある。これには、諸回勅の英文訳が収録されている。なお、デンツィンガー／シェーンメッツァー編『カトリック教会文書資料集』(エンデルレ書店、1974年)には回勅の全文は収録されていないが、回勅の趣旨とともに、重要な箇所については原文を引用してある。

産手段の所有者と賃金労働者の社会関係の変化、少数者への財産の集中と労働者大衆の貧困化、労働者階級の自信の増大とその組織力の拡大、道徳の衰退、これらが近代世界における社会的抗争の原因であった。

他方、近代世界の大きな問題は労働者階級の状態である。「なんら保護なく孤立した労働者は、使用者の冷酷さと競争の貪欲さに翻弄され、・・・あくことなき暴利が活動し、・・・産業と商業は少数の人々の支配するところとなり、財産ある少数の富裕階層が、無数の財産なき大衆にほとんど奴隷的な従属を強いている¹⁰⁾。」

したがって、対立と抗争に満ちた社会を調和ある社会へ改革し、労働者階級の状態を改善することが、緊急の課題であり、この課題に対して教会はなんらかの基本的態度を表明する必要があると、レオ13世は考える。

『レーラム・ノヴァルム』は、すぐに社会主義の問題に入る¹¹⁾。社会主義は、近代が生み出した反教會的勢力のひとつであるのみならず、労働者問題の解決に対して有力な運動を展開していたからである。キリスト教の見地から社会主義のいくつかの誤謬を指摘したのち、レオ13世は、万人の平等、万人の不幸からの解放と万人の幸福の実現を万人に約束するような社会の非現実性を批判し、むしろ階級間の闘争によってではなく、階級間の調和と協調によって、労働者問題の解決が探究さるべきだとする。ここで、その後しばしば引用されることになる、「資本は労働なくしては成立せず、労働は資本なくしては成立しない¹²⁾」(non res sine opera, nec sine re potest opera consistere. Die eine bedarf durchaus der anderen; das Kapital bedarf die Arbeit und die Arbeit des Kapital.) ということが述べられている。

階級間に調和と協調がもたらされるためには、労働者と使用者の双方が

10) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 2.

11) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 3-12.

12) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 15.

13) 『レーラム・ノヴァルム』全体からまとめたものである。

自らの権利と義務を認識し、相互に尊重することが必要である。

レオ13世によれば、労働者と使用者には以下のような権利と義務がある¹³⁾。

労働者の権利としては、①私的所有権、②労働によって生活する権利、③生活困難にさいしては国家の援助を受ける権利、④労働の成果を所有する権利、⑤結婚と家族の権利、⑥移動の自由の権利、⑦家族を扶養するに十分な、適正な賃金支払いを受ける権利、⑧労働組合を結成する権利、があげられている。

労働者の義務としては、①契約された労働を完全かつ誠実に遂行すること、②使用者の人格および財産に損害を与えないこと、③暴力や暴動によって要求を行わないこと、がある。

他方、使用者の権利としては、①私的所有権、②過度の重税を拒否する権利、があり、義務としては以下のようなものがある。①労働者を奴隷のように扱わないこと、②労働者の人格を尊重すること、③労働者を利益のために搾取したり、単なる労働力として評価しないこと、④労働者の精神的安寧と宗教的欲求を配慮し、主日のミサのための時間を妨げないこと、⑤労働者の能力以上の労働を課さないこと、⑥適正な賃金を支払うこと、⑦財産のない人々の貯蓄に損害を与えないこと、⑧自己の生活欲求が満たされたならば貧しい人々を援助すること。

このような権利と義務にもかかわらず、労働者の権利は使用者によって無視・剥奪され、他方、使用者はその義務を全うしない、というところに労働者問題の本質があったとすれば、とりわけ使用者の行動になんらかの社会的規制が加えられなければならない。そこでレオ13世は社会的規制の主要な役割を国家に与えようとする。「富裕な階級は、その富に守られているから、公権の保護をそれほど必要としないが、貧しい人々は、不正義から身を守る富をもたないから、とくに国家の保護を必要とする¹⁴⁾。」

14) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 29.

15) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 26.

レオ13世によれば、国家は、「立法と行政の全体組織を通して、公共の繁栄と個人の繁栄が自ずともたらされるように努めなければならない¹⁵⁾。」共通善のために奉仕するのが国家の役割であり、義務であり、権利である。したがって、「公権が、労働者階層の保護と促進のためにあらゆる施策を講ずることは当然の義務である¹⁶⁾。」しかも、「国家における富はほかならぬ働く人々の労働給付から生じるものであるから、・・・公権の側で労働者のために配慮することは、公正の原理の要求するところであり、・・・けっして社会の利益を損なうものではなくむしろ国家の利益を促進するものである¹⁷⁾。」

このような国家観は、自由主義的な夜警国家観にも、またもっぱら国家に幸福の実現と分配を求める全体主義的な国家観にも対立する。個人や家族、共同体とその諸部分は、「共通善を損なわず他者の権利をないがしろにしないかぎり、行動の自由を有するのであり、統治者は、共同体や個人を保護するように配慮しなければならない¹⁸⁾。」「しかし、全体の利益あるいは個々の国民階層の利益が侵害や脅威を受けていて、他の方法ではこれを解決することができない場合、公権がそれを除去しなければならない¹⁹⁾。」

こうして、レオ13世は、労働者問題の解決について国家が取り組むべき権利と義務を明らかにする。一般に国家は、共通善 (Gemeinwohl) の維持と促進、私的所有権、家族の権利、結社の権利、宗教的権利の尊重、貧しい人々の生活扶助を義務づけられているとするが、とくに労働者問題については以下のことを指摘している。

まず、国家は、労働者の精神生活・宗教生活を妨げるような労働条件から労働者を保護しなければならない。とくに、日曜日や祝日のミサ・礼拝に参加できるように保護する義務がある²⁰⁾。レオ13世は、まず精神的存在として労働者を保護すべきであるとする。

16) 17) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 27.

18) 19) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 28.

20) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 32.

次に、いわゆる一般的な労働者保護の問題を展開する。『レールム・ノヴァルム』の第33項は、産業革命この方労働者階級を襲ってきた悲惨な状態を簡潔に描いている。

「労働者の肉体的・物質的な財産の保護に関してさしあたって緊急な課題は、過大な利潤のために経営において人間の労働力をまるで物的装置のように酷使している、貪欲な利潤追求者の圧政から労働者階層を解放することである。そこではたえず繰り返し労働強度が高められ、労働者は単に肉体的な疲労のみならず精神的な疲労に陥っている。これはまさしく正義と人間性に対する侮辱である²¹⁾」として、労働時間と休憩時間の問題、婦人および年少者保護の問題を考察している。

第34項では適正賃金の問題を取り上げている。レオ13世は、賃金を当事者同士の自由な契約の結果だから、使用者は、契約された賃金を支払うだけでよいという考え方に対して、生活原理を主張する。「生活を維持するのは全人の義務であり、これに背くことは罪である。したがって、生活に必要な財を入手することは権利である。・・・賃金は、労働者がその必要のまともな程度を充たすことのできない水準以下に下がってはならないのである。労働者は、必要に迫られ、あるいは悲惨な宿命から免れるために、自分の意志に反して、事業主や経営者が与える、苛酷な労働条件をのまざるを得ないことがある。これはまったく暴力に屈したも同然で、はなはだしい不正義である²²⁾。」

では、このような不正義を正し、適正な労働条件が確保されるためには、なにがなされるべきであろうか。レオ13世はすでに国家が労働者保護政策を展開すべきことを提唱しているが、本来的には労使双方から構成されたなんらかの委員会に委ねるか、「あるいは労働者の利益代表による方法をとるべきであって、やむ得ざる場合にのみ国家の監督や保障を受けるべきだ²³⁾」とする。

21) Leo X III.: R. n., Nr. 33.

22) 23) Leo X III.: R. n., Nr. 34.

すなわち、労働者問題の解決に対して国家の介入を提唱しながら、他方で、当事者である労使双方の自主的な努力を説いている。「使用者と労働者は、なんらかの組織を自ら形成することによって労働者問題の解決に多大な貢献をなし得るであろう。かかる組織は、一方では必要に応じて相互扶助を行うとともに、他方では、労使双方の集団を互いに近づけることができよう²⁴⁾。」このような組織には、互助的な団体、職業団体、労働組合などがあるが、レオ13世は、とくに労働組合の意義と役割を強調する。

しかしながら、19世紀末のヨーロッパにおける労働組合運動の現状は好ましいものではなかった。それは、「キリスト教的にもまた一般の利益にも益することのない進展を示している。これらの労働組合は、経営や職場で組合員のために雇用権を独占し、組合への加入を拒む労働者には失業の苦しみに償わせようとしている。このような状態の中でキリスト教労働者は、信仰生活にとってきわめて危険な団体へ敢えて加入するか、それともかれら自身で団結して自らの力で、このような不当で耐え難い屈辱から脱出するかの選択を迫られている²⁵⁾。」すでにヨーロッパ諸国では、キリスト教的労働運動が生成・発展しつつあり、やがてキリスト教労働組合と既成の労働組合、とくに社会民主主義系労働組合との関係のあり方をめぐって社会的カトリシズム内に大きな論議が起こってくる。

第43項では、労使間の紛争処理の方法が提案されている。「使用者の権利と義務は、実際に実行可能な方法で労働者の権利と義務に調和させておくべきである。労使いずれかの側から苦情が出された場合、その処理のために、専門知識をもった人格高潔な人物から構成された委員会を設置し、この委員会の決定は労使双方を最終的に拘束するものとする。その場合の手続きは社会立法において確定さるべきであろう²⁶⁾。」

総括すれば、『レールム・ノヴァルム』は、近代国家に経済社会の秩序形

24) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 36.

25) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 40.

26) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 43.

成者としての自覚を迫り、労働者問題の解決における国家の権利と義務を明らかにするとともに、他方、近代経済社会における労働と資本の相互依存・相互結合性を明示することによって、労使双方がそれぞれの立場で、あるいは相互の協調・協力を通して労働者問題の解決に主体的な役割を果し得ることを示している。全体としてみると、今日的な社会的パートナーシップ思考へつながる思想である。

このような『レールム・ノヴァルム』の基本思考の形成をもっぱらレオ13世の個人的資質や力量に帰せしめるとすれば、公平な評価とはいえないだろう。たしかに、1843年にブラッセルに教皇特派大使として派遣され1846年にはペルーシアの大司教に就任するまでの3年の間、レオ13世は、大陸では比較的産業化の早かったベルギーに滞在し、またロンドン、パリ、フランクフルトへと旅し、それを機会に労働者問題についてなんらかの知見を得たであろうし、さらにその後32年間に及ぶペルーシア大司教時代にはイタリアにおける社会的困窮とその解決の問題がかれの念頭を去ることはなかったであろう。『レールム・ノヴァルム』を通してわれわれは、レオ13世の、近代世界に対する透徹した思考と、とりわけ労働者問題に対する鋭敏な意識と深い洞察力に強い感銘をおぼえる。しかしながらなお『レールム・ノヴァルム』の功績をひとりレオ13世に帰することはできない。「『レールム・ノヴァルム』は、社会政策的思想風景の中に置かれた漂石のようなものではなく、むしろいく世代かのカトリック教徒たちがそれぞれの地方教会の諸条件のもとでそれを求めて闘ってきた、あるいは逆になおざりにしてきたところの考え方や解決努力の表現であった²⁷⁾。」すなわちまさに地方教会で起こっていた、19世紀における社会的カトリシズムの大きなうねりの中に『レールム・ノヴァルム』を置いてみるが必要になってくるのである。

27) Conzemius, Victor: a. a. O., SS. 12-13.

III. 『レールム・ノヴァルム』の発布をめぐる諸状況

『レールム・ノヴァルム』誕生の背景に社会的カトリシズムの思想と運動の大きな流れがあったとしても、ローマ教皇としてのレオ13世にひとつの回勅の起草を決意させるには、差し迫った、いくつかの事情があったといわなければならない。

クノールは、この点に関して九つの事情をあげているが²⁸⁾、われわれはとくに以下の五つの事情に注目したい。

1887年10月、フランスの社会的カトリシズムを代表する、実業家のハーメル (Harmel, Léon) とド・マン侯爵 (de Man, Albert) がカトリック労働者団体の代表者を率いてヴァチカンを訪れた。この労働者巡礼団に対するメッセージの中で、レオ13世は、労働者の救済のために公権が介入する必要のあることを主張した。労働者代表に対してこのような国家観を表明したことは、それ自体として注目に値することであった。1889年に再度、フランスから労働者巡礼団が訪問したさいには、レオ13世は、キリスト教的原則にしたがって労使間に協調と一致を生み出すことが相互の利益を促進するだけでなく、個人の安寧と社会全体の平和につながることを強調している。また、キリスト教的精神にしたがって労働者が自助的な団体を結成することを勧めている。このような機会を特別に意識して所見を表明したことは、レオ13世がローマ教皇として、労働者問題の解明とその解決についてなんらかの形で基本的見解を総括的に提示することの必要性を強く感じていたことをものがたっている。

アメリカにおける“労働騎士団”(Knights of Labour)の問題もローマの判断を要請していた。秘密結社の“労働騎士団”は、すでにフリーメーソンの嫌疑がかけられており、カトリックとプロテスタントが混合しているうえに、ストライキを攻撃手段として実行していたので、とりわけカナダのケベックのタッシュェロー (Taschereau) 枢機卿を中心に、“労働騎士団”

へのカトリック教徒の加入を禁止すべきだとする主張が行われていた。これと対照的であったのが、1884年に示された、アメリカのバルティモア司教会議のきわめてリベラルな姿勢であった。1887年、バルティモアのギボンズ枢機卿 (Gibbons) はローマに赴いたさいに、労働騎士団に向けられた嫌疑に対抗して、秘密義務は絶対的なものではないこと、アメリカではカトリックとプロテスタントの協力が不可欠であること、ストライキは節度

28) Knoll, August M.: *Der soziale Gedanke im modernen Katholizismus. Von der Romantik bis Rerum novarum*, Wien/Leipzig 1932, SS. 164-182.

クノールはさらに以下の事情をあげている。

- 1) アイルランドでは1886年から地主 (英国国教会系) と小作人 (アイルランド・カトリック系) との間で闘争が生起し、秘密結社による土地解放運動と差し押さえられた農地での小作をボイコットする運動が起こっていた。これらの運動への参加の是非についてアイルランド司教団はローマへ判断を仰いだ。1888年に示されたローマの判断は、その参加を非とするものであった。いずれにしろ暴力によって問題を解決するという方向に対してレオ13世は、これを基本的に否定する姿勢を示した。『レールム・ノヴァルム』においても、暴力的闘争による労働者問題の解決は否定されている。
- 2) 1888年、高齢のラヴィゲリー枢機卿 (Lavigerie) は、内アフリカにおける残酷な奴隷取引に反対して大々的な反対運動、“黒い十字軍”の運動を開始した。ドイツ、イギリス、ベルギーの各都市で運動を展開し、ドイツでは、ドイツ領東アフリカにおいて原住民を奴隷商人と奴隷制から守り、キリスト教化によってその地位向上をはかることを目的に“ドイツ・カトリック・アフリカ連盟”が結成された。レオ13世は、ラヴィゲリーへの書簡の中で、かれの社会的運動を讃え、いっそうの促進を願っている。社会的不正義に対するカトリック教徒の自発的な運動としてレオ13世に深い印象を残した。
- 3) 『レールム・ノヴァルム』の出る2か月前の1891年3月、かねてよりチェコのベーメン地方の社会問題に関心を寄せていたオーストリア司教団にあててレオ13世が書いた書簡。その中で、レオ13世も重要な社会問題である労働者問題を憂慮しており、正義と愛という福音の掟に照らして、教会は、労働者問題の解決に緊急に取り組む必要がある、としている。
- 4) 1891年4月、オーストリア皇帝、フランツ・ヨーゼフ1世は、議会の開会式辞において、政府はなんらかの立法措置によって、労使間の協調、社会的対立の緩和、労働者の保護、農民と手工業者の協同組合組織の促進などに取り組むべきだと述べた。ここには、労働者問題の解決に国家が干渉すべきであるという立場を表明してきた、オーストリアの社会的カトリシズムの主流をなす“フォーゲルザンク学派”の影響がみられる。

ある範囲において正当な抵抗手段であるとして“労働騎士団”を弁護した。ギボンズの勧告に対するローマの反応は、教会として“労働騎士団”を是認はしないが非としない、カトリック教徒は信仰に反しないかぎりそれに加入し活動してもよい、というものであった。それはギボンズの主張を原則的に受け入れたものであった。これには、イギリスのウェストミンスターのマニング枢機卿 (Manning) の仲介があったとされている。いずれにしても労働組合問題について教会は一定の判断を示す必要に迫られていた。

第 3 には、ロンドンにおいて 1889 年 8 月に始まった、大規模な港湾労働者ストライキとその調停者としてのマニング枢機卿の活躍がある。はじめロンドン市長と英国教会の司教が仲介を試みたが、両者の対立の激しさの前に二人ともそれ以上調停を進める勇気を失ってしまった。マニングはかねてより貧困階級の状態に大きな関心を寄せ、社会的正義が実現されなければならないと主張してきたが、使用者のエゴイズムと労働組合の階級的憎悪が真っ正面から衝突した港湾労働者ストライキは、マニングに労使間の和解と協調の必要性を痛感させた。マニングの奮闘の結果、“枢機卿の平和” (the Cardinal's Peace) と呼ばれる、労使間の歩み寄りが実現し、1889 年 11 月、長期間のストライキは港湾労働者に有利な結果で終結した。ストライキの指導者、社会主義者のバーンズ (Burns, John) はマニングの功績を讃え、またカトリック内では「労働者の擁護者」 (the Champion of Labour) とか「労働者の枢機卿」 (the Cardinal of Labour) と称されるようになった。この港湾労働者ストライキと終結に至る経過は、労働者問題解決の道を模索するレオ 13 世にとって示唆に富んだものであったにちがいない。

いまひとつには、レオ 13 世とドイツのヴィルヘルム 2 世との間で取り交された書簡があった。ヴィルヘルム 2 世は、1890 年 2 月の、いわゆる「2 月勅令」 (Februar-Erlasse) の中で「国際労働者保護会議」の開催を提案していたが、この国際会議へ教皇庁からも代表者を派遣してほしい旨の書簡をレオ 13 世に送っていた。これに対して 1890 年 3 月、レオ 13 世は、社会

問題の解決に教会の協力は不可欠であり、教皇大使コップ枢機卿(Kopp)を喜んで派遣する、と返事している。この同じ書簡の中で、国家の社会政策が取り組むべき労働者保護政策について、例示的に、労働者の能力・年齢・性に応じた適正な労働配分、日曜休日の保証、労働者の人間性・道徳性・家庭性を無視した労働者取り扱いの撤廃などを目標とすべきであると、レオ13世は述べている。1891年3月15日ベルリンにおいて開催された、この国際会議には、コップ枢機卿の顧問としてミュンヘン・グラートバッハからヒッツェ(Hitze, Franz)が同行している。ここでもすでにレオ13世は『レールム・ノヴァルム』に先立って労働者保護の問題について一定の見解の表明を迫られていた。

さらに、社会的カトリシズム内で起こっていた論争に教会の最高位者として決着をつけなければならないという問題があった。1890年9月、ベルギーのリュテッヒにおいて第3回国際カトリック社会会議が開催された。この会議には、ヨーロッパ各国から多数の聖職者や信徒が参加していた。この会議の大きな特徴は、社会的カトリシズムの二つの大きな流れである、“カトリック保守派”と“カトリック自由主義派”の双方から代表者が集まっていたことであろう。ドイツからは、レーヴェンシュタイン(Löwenstein, Karl)、フォン・ローエ(von Loë, Felix)、ブランツ(Brandts, Franz)、レームクール(Lehmkuhl, P.)、ヒッツェなど多くの人々が参加していた。ここでは、すでに第1回会議(1886年)、第2回会議(1887年)において表面化していた、“国家干渉派”と“国家干渉反対派”の対立がいっそう顕著になった。

フランス、アンジェーの司祭フレッペル(Freppel)を先頭に、経済的自由主義の立場から国家の干渉に反対する“アンジェー学派”に対して、ハーメルやド・マンを中心に形成された“リュテッヒ学派”は、労働者問題の解決における国家の干渉を、すなわち法的な労働者保護を主張した。会議では、前者は少数者にとどまり、多数は“国家干渉派”に賛同していたが、両者とも自らは伝統的なキリスト教社会観に立っていると主張していたた

めに和解を困難にしていた。ドイツの社会的カトリシズムに関するかぎり、すでにマインツの司教、ケッテラー (Ketteler, Wilhelm Emmanuel von) は、労働者の法的保護を提唱していたし、カトリック中央党は、1877年の“ガーレン提案”の中で国家による一連の社会政策的施策の実行を主張していた。マンチェスター自由主義は、ドイツ・カトリックにとって抑圧者のひとりであり、対決すべき当の相手方であったが、フランスとベルギーでは社会的カトリシズムの中へ自由主義が侵入していたのである。

以上のような切迫したいくつかの事情は、労働者問題について一定の基本的見解と問題解決の方向づけを回勅の形で表明することをヴァチカンに迫っていた。最初の社会回勅『レールム・ノヴァルム』が發布されるに機は十分に熟していたといえるだろう。

IV. 『レールム・ノヴァルム』と社会的カトリシズム ——「フリブール同盟」と「ハイド・テーゼ」

レオ13世は、『レールム・ノヴァルム』の終わりの方で、「時代の要求に対して明確な認識をもったカトリック者たちが、道德律の規範に一致させて労働者階級の状態を改善するための道を、理論的・実践的に探究しようとしてきたことは、誠に賞賛さるべきことである²⁹⁾。」「卓越した人々がしばしば会合を行って、相互に改革プランを交換し、一致協力して活動し、協議を行ってきた³⁰⁾」と述べている。このような卓越した人々の代表的なグループとして、1870年に結成された「ジュネーヴ連盟³¹⁾」(Genfer Vereinigung)や1882年に生まれた「フランス労働者団体の活動に関する研究協

29) 30) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 41.

31) 近代国家の国教会主義に対抗して結成された、もともとは教会政治的連盟であったが、ジュネーヴの司教、メルミヨ枢機卿とオーストリアの貴族、ブローメ (Blome, Gustav) の強い影響のもとで、社会政策的に志向するグループへ発展し、そこからいろいろな社会的サークルやグループが成長した。機関誌は、*Genfer Korrespondenz*。

議会³²⁾」(Conseil des études de l'oeuvre des cercles catholiques d'ouvriers), 1882年から83年にかけてローマで設立された「社会・経済問題研究サークル³³⁾」(Circolo dei studi sociali ed economiche), 同じ頃で来た「カトリック社会政策者自由連盟³⁴⁾」(Freie Vereinigung katholischer Sozialpolitiker), 1883年から1891年まで活動した, 一般に「フリブール同盟」(Union de Fribourg) と称されている「社会・経済問題研究フリブール・カトリック同盟」(Union catholique d'études sociales et économiques à Fribourg), そして1882年「ハイド・テーゼ」(Haider These) をまとめた, ドイツ語圏の社会改革者のグループなどがあげられる。ここでは「フリブール同盟」と「ハイド・テーゼ」に注目したい。

1. 「フリブール同盟」

1883年, スイスのフリブールにおいて, 社会問題・経済問題を研究するカトリック者の国際的同盟が結成された。ドイツ, オーストリア, イタリア, ベルギー, フランス, スイスから代表者が集まり, 会員には正会員と通信会員があり, 全体で60名ほどのメンバーがいた。名誉会長はレーヴェンシュタイン, 理事長はメルミヨ(Mermillod, Gaspar), 副理事長にはブローメ, 書記局にはキューフシュタインとド・ピンがいた。メンバーの多くは, 「ジュネーヴ連盟」など, すでに設立されていた諸団体やその後結成される諸グループから来ていた。いずれのメンバーも労働者問題の解決に国家が介入することを当然の義務・権利と考える国家干渉主義者であり, ここに「フ

32) 二人の著名は指導者がいた。社会改革者のド・ピン侯爵 (du Pin, René de la Tour) とド・マン伯爵 (de Mann, Albert) である。社会の再組織, 所有権, 利子, 労働の問題をテーマとし, 社会政策的法案を議会へ提出した。月刊誌, *L'Association catholique* を刊行した。

33) ヴァイス (Weiß, P. Albert), フォーゲルザンク (Vogelsang, Karl von), レーヴェンシュタイン (Löwenstein, Karl) が指導的役割を果たし, オーストリアとドイツから多くの社会的カトリシズムの代表者が参加した。ミュンヘン・グラートバッハのヒッツェも参加している。

リブール同盟」の特徴がみられ、1864年のジュネーヴ平和条約をモデルして労働者保護を規定した国際的協約の促進を志向していた。

「フリブール同盟」は、『レールム・ノヴァルム』の成立にとって重要なテーゼを1884年、1886年、1889年に提出している。賃金、労働時間、女子・年少労働者保護などの労働者問題、私的所有権制度の問題、職分共同体の形成による社会の再組織の問題、経済的・社会的領域における公権の職分に関する問題について一定のテーゼをまとめている。具体的なプログラムとしては、公正賃金と最低賃金の設定、社会的公正を実現するための国家の干渉権、著しい不公正を除去するための国際的協約、労働者の生活安定の手段としての疾病・労災・失業保険の制度化を主張した。これらのテーゼは、メルミヨの手でまとめられヴァチカンへ届けられた。

「フリブール同盟」の中心人物の一人が、ローザンヌ・ジュネーヴの司教で枢機卿のメルミヨ³⁴⁾であった。1873年、レオ13世はかれをジュネーヴの教皇代理に任命したが、新しい司教区の設置をめぐるスイス連邦議会と教皇庁が対立し、メルミヨは国外へ追放された。この紛争は1883年に至ってようやく解決し、かれはフリブールへ帰ることができた。メルミヨは、かねてより労働者問題のカリタス的な解決に疑問をもち、これと対決するためには理論的な研究を基礎としなければならないと考えていた。前述の「ジュネーヴ同盟」やフランスの「カトリック労働者連盟」、さらにローマの「社会・経済研究サークル」に参加していた。

『レールム・ノヴァルム』の成立過程をみると、メルミヨは、ヨーロッパの社会的カトリシズムの運動とその代表者たちをレオ13世に仲介する役割を果たしている。これらの人々の意見を代表してメルミヨは、労働の権利と尊厳について、あるいは労働者問題一般については、また社会主義の問題についてカトリック教会が基本的見解を公式に表明するよう機会ある度

34) Bünster, Wilhelm: Mermillod, in; *Katholisches Soziallexikon*, Innsbruck/Wien/München 1964, S. 694-695.

にレオ13世に助言している。

「フribール同盟」のテーゼが『レールム・ノヴァルム』にどのように反映しているかについてここでいちいち立ち入って考察する余裕はないが、すでにヨーロッパ各地の地方教会のレベルで労働者問題の解決をめぐって生まれていた、さまざまな思想や運動が「フribール同盟」に流れ込み、それがメルミヨを経て『レールム・ノヴァルム』の中で一定の実を結んだことはたしかであろう。

2. 「ハイド・テーゼ」

ランクホルストは、『レールム・ノヴァルム』に及ぼした、「レーヴェンシュタインの周りのドイツとオーストリアの人々によって投入されたハイド・テーゼの影響はきわめて明白である³⁵⁾」と述べている。「フribール同盟」よりも「ハイド・テーゼ」の直接的な影響を強調しているのである。

1882年9月12日、フランクフルトで開催された第29回「ドイツ・カトリック総会」(Generalversammlung der Katholischen Deutschlands, 後のカトリック会議, Katholikentag)で、賃金の問題, 不当利得の問題, 土地解放の問題について代表者を召集して検討する必要性が確認され, 会長のレーヴェンシュタインにその課題が委託された。そこでレーヴェンシュタインは, 社会問題の領域で文筆家, 議員あるいは社会政策実践家として活躍している一連の人々に集合を呼びかけた。

ドイツからは, ヴァイス, フォン・レーエをはじめ, ミュンヘン・グラートバッハの実業家, ブランツや「労働者福祉連盟」の総務, ヒッツェなどに対して, オーストリアからは, 著名な社会改革論者, フォーゲルザンクをはじめ, キューフシュタイン, ブローメなどに対して会議への参加が要請された。

この要請を受け入れた人々が, 1883年6月, 北ベーメンにあるレーヴェ

35) Langhorst, Peter: Fürst Löwenstein, die Haider These und Rerum novarum, in; *Stimmen der Zeit*, 116 Jg., 209 Bd., 1991, S. 858.

ンシュタインの居城、ハイド城に集まって、4日間にわたって労働者問題を中心に焦眉の社会問題について集中的な討議を行った。その討議の結果が「ハイド・テーゼ」として総括された。

『レールム・ノヴァルム』以前にすでにいろいろなグループが社会改革プログラムを提示していたが、この「ハイド・テーゼ」は中でももっとも注目すべきものであり、その是非をめぐる活発な論議が展開された。

労働者問題に関する「ハイド・テーゼ」は以下のようであった³⁶⁾。

テーゼ I：キリスト教的国民経済の意味において、いわゆる労働契約は、他の契約カテゴリーとは本質的な点において区別される。

労働契約は、売買ではない。なぜならば労働は人間の力の道徳的な活動であり、人間から切り離すことはできないし、他人の所有へ移すこともできないからである。

人間の行為は人格から切り離されないものであるから、労働契約は、本来の賃貸借契約とは異なった性格をもっており、もし労働契約が賃金契約として労働者に債務を課するとすれば、賃金の中にかれが投入したすべてのものに対する等価物が含まれていることが、公正の基準であると同時に、キリスト教的社会がその上に築かれるべき正義の要求するところである。

労働契約はキリスト教的社会の法に合致すべきであるという要求に対して、労働契約を組合契約 (Gesellschaftsvertrag) と称するという表現が与えられる。法律学は組合契約ということばをまったく別の意味で使っているため、誤解を避けるために、このことばを労働契約に当てはめないほうがいい。

もっとも、キリスト教精神における法の形成について認識させるような道を開拓していくことは、大いに望ましいし、また必要である。キリスト教的社会に対する労働者の関係に適応した一般的な原則を提

36) Knoll, August M.: a. a. O., S. 122-125.

示することによって、契約相手方の横暴が制限されるように、労働契約を法的に規制することが必要である。

テーゼII：賃金額の公正な査定は、労働者が投入したものについて行われる。以下のようなものがそれである。

- a) 時間、力、技能、その労働が要求する知的能力
- b) その労働に関連するかぎり、そのための準備教育、専門教育
- c) 場合によって労働者に課せられる責任
- d) 労働によって健康と生命に影響を及ぼす危険

このようにして査定された賃金は、時間と力の過度の費消をともなわずに、普通の労働力を投入する労働者に対して、必要なあらゆる（既婚者の場合には家族のための）生活手段と失業に備えて多少ともかなりの貯蓄を可能とするようなものでなければならない。

このような生活手段と貯蓄の多寡の程度は、企業の繁栄と諸関係に依存し、そこにその根拠を見出す。

テーゼIII：大規模産業において職分団体組織 (korporative Organisation) が促進されるべきで、その方向へ道をひらくための実践的な手段として、職分団体的な保険制度（疾病・老齢扶助金庫、労災保険、失業保険）の設立がある。

テーゼIV：大規模産業の労働者においてもその構成を階層的に編成することが必要である。

- a) 職分団体によって個々の工場部門について一定の見習い期間が設定され、その見習い期間中は見習い工は工場の各作業を通して幅広く技能を習得させるようにする。
- b) 見習い期間を終了した労働者を低位の職務へ勝手に戻してはならない。そのような場合、調停裁判所によって問題解決をはかる。
- c) 技能に応じて労働者を階層的に編成していくことは、個々の工場の中で行われるだけでなく、同一産業部門内部でも促進されるべきである。

テーゼ V：一般的な経済的利益の代表という枠組みの中で、労働者会議所を設立することは有効である。

この「ハイド・テーゼ」には、オーストリアの社会的カトリシズムの代表者、フォーゲルザンクの影響が強く見られる。テーゼ III, テーゼ IV, テーゼ V には、とりわけアダム・ミュラーの社会改革思想に刻印を受けたカトリック的ローマン主義の思想が強く表れている。愛と正義と連帯性を社会原理とする、理想化された中世的な職分秩序をもって近代資本主義を克服しようとする。そこでは国家が秩序の維持・形成者として、また正義の番人として登場してくる。

ドイツのカトリック系ジャーナリズムは、「ハイド・テーゼ」にみられる、このような復古的・反資本主義的・保守的姿勢に反感をあらわにし、*Historisch-politische Blätter*, *Kölnische Zeitung*, *Westfälische Merkur* などがこぞってフォーゲルザンク的方向を「国家社会主義」と非難した。*Westfälische Merkur* は、「ハイド・プログラムは、国家と教会の間には平和な状態が、友好的な関係が支配しているという前提から出発している³⁷⁾」が、これは現実を無視した議論だと批判した。オーストリアでは国家と教会の関係は協調的であったが、ドイツのカトリックは文化闘争の最中にあり、国家と教会は対決状態であった。たしかに、前述のように、ドイツの社会的カトリシズムの中でも国家による労働者保護政策の必要性がつとに認識されていたが、プロイセン的国家にそのような役割を期待することは到底考えられず、もっぱら自助努力と自発的な社会改革活動に道を見出そうとしていた。

国家干渉主義をめぐる論争は、すでにリュテッヒ学派とアンジェー学派の間で激しく展開されていたが、「ハイド・テーゼ」に関する対立は原則的な問題をめぐるものではなかった。文化闘争が終結し、やがてビスマルクが失脚して、“社会的カイザー”ヴィルヘルム 2 世の時代になると、教会と

37) Knoll, August M.: a. a. O., S. 141

国家の間に和平が訪れる。1890年8月のフルダ司教会議の司教教書は、「社会問題はまず第1に国民経済と公権の問題である。国家の立法、政治、行政、そしてさまざまな科学が社会問題の解決に参加しなければならない³⁸⁾」として、国家干渉主義の立場を明確に表明した。

「ハイド・テーゼ」のみならず「フリーブール同盟」のテーゼにおいても主張されている職分共同体の形成による社会の再組織の問題について、『レールム・ノヴァルム』はやや距離を置いている。「かつてギルド組合は長い間効果的に活動してきたが、・・・今では働く人々の職分共同体は現代の諸要求に適応する必要がある³⁹⁾」と。職分秩序思考を近代的な労使共同体思考へ発展させる方向はまだみえていない。『レールム・ノヴァルム』40周年に発布されるピオ13世の『クワドラジェジモ・アンノ』においてはじめて、フォーゲルザンク学派によって提唱された職分秩序による社会改革は、その復古的ローマン主義の色彩を払拭し、近代的な労使関係を基礎づける理念として展開される⁴⁰⁾。

テーゼIIにおいてフォーゲルザンク学派が主張していた「組合契約論」が『レールム・ノヴァルム』においては注意深く後退せしめられている。この問題は当時ドイツ語圏の社会的カトリシズムにおいて激しい論争を呼び起こしていた。

フォーゲルザンクとヴァイスは、使用者(Arbeitgeber)が労働を与える、あるいは賃貸し、雇用者(Arbeitnehmer)が労働を受け取る、あるいは賃借する、という賃金関係(Lohnverhältnis)ないし賃金契約(Lohnvertrag)をそれ自体として道徳的・自然法的に悪とみなし、これに代えて、労働を提供する者と資本を提供する者はともに職分共同体の仲間とみる組合関係(Gesellschaftsverhältnis)ないし組合契約(Gesellschaftsvertrag)を主

38) Ritter, Emil: *Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands im neunzehnten Jahrhundert und der Volksverein*, Köln 1954, S. 170.

39) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 38.

40) それについては、増田正勝『ドイツ経営政策思想』(森山書店, 1981年)において考察を加えている。

張した。かれらがとくにスローガンとしたのは、労働者の利潤参加と労使協同経営 (Industriekorporation) であった。

他方、このような組合契約論に対して、シンドラー (Schindler, Franz Martin), ヘルトリンク (Hertling, Georg von), レームクールといった人々が鋭い批判をあげた。とくにレームクールが徹底的な批判を行った。組合契約論はキリスト教的な理想をめざすひとつの社会論として理解できるし、それ自体として誤ってはいないが、経済社会の現実からすると非現実的な提案である、資本主義的な賃金関係、賃金契約は、自然法的にも道徳的にもそれ自体として悪ではない、問題になるのはその奇形だけである、と論じた。

「ハイド・テーゼ」は、組合契約それ自体を否定していないが、賃金契約を肯定する立場を示した。『ルールム・ノヴァルム』も同じような方向をとっている。

しかし、この論争は、やがてワイマール期に入ると“資本主義論争”として形を変えて再燃する。組合契約論を主張するフォーゲルザンク学派の思想の根底には、徹底した資本主義否定論が横たわっていたからである。この論争は、ピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』の出現によってはじめて最終的な終結を迎えることになる。

V. 『ルールム・ノヴァルム』とキリスト教労働組合

「ハイド・テーゼ」も「フリブール同盟」のテーゼも労働組合の問題についてほとんど言及していない。「ハイド・テーゼ」のテーゼVでは、労働者会議所 (Arbeiterkammer) の設立が提唱されているが、これは労働組合というよりも労働者の同業組合的組織と理解される。資本主義を否定し中世的職分秩序への復帰によって社会を再組織しようとするフォーゲルザンク学派の影響を多分に受けていたせいだ、と「ハイド・テーゼ」は近代的労使

関係について著しく展望を欠いている。

ところが、本稿の第II節で『レールム・ノヴァルム』を概観したさいに明らかにしたように、レオ13世の中にはすでに経済社会における労働組合の意義と役割についてかなり明白な認識が育っている。レオ13世は、「現代において労働者階級の中に実に多様な組合 (Genossenschaft) や団体 (Verein) が設立され、その数はますます増大しつつある⁴¹⁾」と述べつつ、他方で労働組合の現状を憂えている。「その指導にまったく統制を欠き、キリスト教的にも一般の利益にも益することのない進展を示している。これらの労働組合 (Vereinigung) は、経営や職場で組合員のために雇用権を独占し、組合への加入を拒む労働者には失業の苦しみで償わせようとしている。このような状態の中でキリスト教労働者は、信仰生活にとってきわめて危険な団体へ敢えて加入するか、それともかれら自身で団結して自らの力で、このような不当で耐え難い屈辱から脱出するかの選択を迫られている⁴²⁾。」

『レールム・ノヴァルム』のドイツ語訳においてまだ Gewerkschaft とか Gewerkverein ということばは使用されていない。また英語訳においても trade union という訳語は登場しない。第40項では、上の引用文にあるように、ドイツ語訳にある Vereinigung ということばをわれわれは労働組合と訳している。英語訳では同じことばに association という訳が与えられている。

Gewerkschaft あるいは Gewerkverein という訳語を避けさせた背景には、ひとつには、レオ13世自身が指摘しているように、教会およびキリスト教労働者が社会主義系労働組合による激しい攻撃にさらされていたという事情がある。ドイツにおける最初のキリスト教労働組合である鋳夫組合 “Glückauf” は、社会主義系の“旧組合”からの分裂行動から生まれた。キリスト教労働者にとって Gewerkschaft という呼称が一般化するのとは、

41) 42) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 40.

ずっと後のことで、1899年マインツにおける「キリスト教労働組合総同盟」(Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften Deutschland) の結成を待たなければならなかった⁴³⁾。

いまひとつには、すでに社会的カトリシズムにおいて展開されていた、カトリック労働者運動の存在があった。ここでもまた社会民主主義的労働運動が強く意識されていた。1884年、アムベルク・カトリック会議において、ヒッツェは、カトリック労働者団体 (katholische Arbeiterverein) の設立を提唱し、その後ドイツ各地でカトリック労働者団体は急速に普及する。1889年には、労働者団体168、坑夫団体51、女子労働者団体26、青年労働者団体37を数えるに至っている。これらはやがて生成・発展するキリスト教労働組合と交叉していくことになるが、少なくとも80年代においてこれらのカトリック労働者団体の性格はあいまいで、労働組合的要素よりも相互扶助的な信仰団体としての要素が濃厚であった。カトリック労働者団体とキリスト教労働組合との関連は、『レールム・ノヴァルム』の発布された時期にはまだはっきりしていないし、やがて両者の関連をめぐって社会的カトリシズム内で激しい対立が生じ、悪名高い「労働組合紛争」(Gewerkschaftsstreit) へ発展していく。

『レールム・ノヴァルム』にいう Vereinigung をわれわれは労働組合と理解しそのように翻訳したが、これをカトリック労働者団体と解釈する人もいるだろう。労働組合をめぐり、このようなあいまいさは、上述のような状況を反映していたといえる。

「フリブール同盟」の名誉会長で「ハイド・テーゼ」グループのリーダーであり、また同時に「カトリック社会政策自由連盟」の指導者でもあったレーヴェンシュタインは、1883年に「労働者プログラム」を提示している。

43) キリスト教労働組合の生成・発展については、増田正勝「キリスト教労働組合の生成と統一労働組合思考——ドイツ労使関係の一考察」(山口経済学雑誌, 33 (3/4), 1983年) および増田正勝「キリスト教労働組合運動とTh. ブラウアー (上) (下)」(山口経済学雑誌, 33 (5/6), 1984年3月/35(1/2), 1984年11月)

それによると、ドイツ全土に「労働者連盟」(Arbeiter-Bund)を結成することを主張している。その目的は以下のものであった。「1. カトリック教徒の生活を強化し、確固たる指導のもとに置くため、2. 政府に対してカトリック教徒の政治的意義を擁護し高めるため、3. 社会革命に対抗するために、しかし場合によっては、カトリック教会の利益に利用できるような影響を革命運動に対して与えるため、である⁴⁴⁾。」したがって、カトリック労働者団体は、労働者の利益を代表する組織というよりは、とりわけ社会民主主義の脅威に対する自己防衛的な信仰団体としての性格をもっていた。カトリック労働者団体のこのような性格もまたカトリック労働者団体と労働組合の関係に関するレオ13世の理解に不明確さを残すことになった。

1869年すでにケッテラーはイギリスのトレード・ユニオンを模範とすべきことを提唱しており、1891年に生成した最初のキリスト教労働組合のための種もつとに蒔かれていたとはいえ、上述のように、すでに広く普及しつつあったカトリック労働者団体にはまだ労働組合運動へコミットする意識は育っていなかった。1892年の「カトリック国民協会」の実践社会コースのテーマのひとつにトレード・ユニオンがあったことは、労働組合についての認識がまだ啓蒙の段階にあったことをものがたっている。このようなドイツにおける社会的カトリシズムの展開からみると、『レールム・ノヴァルム』は、キリスト教労働組合運動に対して一定の方向づけを与える役割を果たしたといえよう。

それにしてもレオ13世が示した、経済社会における労働組合の意義と役割についての、あのような卓越した洞察は、どのようにして得られたのであろうか。メルミヨやレーヴェンシュタインが導いていないとすれば、そのことについてはレオ13世自らが学んだといえるだろうし、また、おそらくアメリカの“労働騎士団”の問題やイギリスにおけるマニング枢機卿の

44) Knoll, August M.: a. a. O., S. 134-135.

活動は、レオ13世を、広くカトリック世界に流布していた、労働組合に対する反感や嫌悪感にとらわれることなく、経済社会における労働組合の存在意義について新しい認識を形成する方向へ導いていったといえるであろう。もっとも、ストライキの意義についてはまだ十分な認識を得ていない。「しばしば労働者はストライキを行う。頻発する深刻な弊害に対して、公権はなんらかの対策を講じるべきである。というのもストライキは、労使双方にとって損失になるばかりか、経済と公益に損害を与えるからである⁴⁵⁾」として、ストライキをもっぱらネガティブに受け取っている。1931年の『クワドラジェジモ・アンノ』によってはじめてストライキは正当な評価を受けることになる。

VI. 結 論

本稿では、『レーラム・ノヴァルム』と同時代の19世紀末にわれわれ自身を置き、そこからこの社会回勅の意義を考察してみるというところに課題を設定してきた。たしかにメーリンク・ヘッセが指摘するように、「『レーラム・ノヴァルム』は、それに先立って広くヨーロッパの地方教会において形成されてきた、信仰生活から生まれた一定の政治モデルと社会理論を取り上げたものであり⁴⁶⁾」、「100年後のいまでは、そのようなモデルは人を惹きつける力も説得力も失ってしまっている⁴⁷⁾」ことは否定できないだろうし、現代においては現代の課題に答える新しいモデルが探究されなければならないだろう。しかし、メーリンク・ヘッセのように、社会回勅をなんらかの特定の政治的モデルを提唱したものと理解してしまうと、その意

45) Leo XIII.: *R. n.*, Nr. 31.

46) 47) Möhring-Hesse: *Vergangene Projekte katholischer Politik. Zum Hundersten "Rerum novarum"*, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 42. Jg., Mai 1991, S. 313.

向をあまりにもその時代に限定させてしまうことになろう。本稿で考察した結果によると、労働者保護政策についてはきわめて具体的で明確な提案がなされていたが、将来へ向けて労働者問題をどのように解決していくかについては、同時代の地方教会における論議や対立を反映して、かなり幅の広い解釈を許すような方向づけが行われていたといえる。

時代的な制約性、内容のあいまい性や多義性があったとしても、『レーラム・ノヴァルム』はゆたかな可能性を含んだ一定の方向性を内蔵していた。とりわけ注目したいのは、資本主義の弊害を告発しつつも、労働者問題の解決の有力な方向を労使間の協調・協働に求め、これを軸にして経済社会の改革を追求していこうとする、社会的パートナーシップの思考の萌芽がみられたことである。このような思考の発展それ自体もまた地方教会の出来事であり、ドイツでは、「労働者福祉連盟⁴⁸⁾」や「カトリック国民連盟⁴⁹⁾」の活動、キリスト教労働組合の生成・発展の過程を通して社会的パートナーシップ思考が形成されていく。シュテークマンも「パートナーシップ的秩序を求める努力の中で社会的カトリシズムは本質的な貢献をなしてきた⁵⁰⁾」と述べている。制約された形ではあるが、シュテーターが指摘するように、『レーラム・ノヴァルム』では「社会的パートナーシップ的な紛争解決の方向づけ⁵¹⁾」がなされており、そこにすでに地方教会で形成された思考の一定の受容がみられる。レオ13世は、フォーゲルザンク学派的な理想主義よりも“ミュンヘン・グラートバッハ学派”の現実主義的改革思考の中に、近代世界と対決しながらもカトリシズムがそこにおいて積極的な価値批判と価値形成の担い手となり得る方向を見出していたのである。

48) 49) これについては、増田正勝「フランツ・ブランツの経営思想——近代経営体制とドイツ・カトリシズム (上) (下)」(山口経済学雑誌, 39 (1/2), 1990年7月/40(1/2), 1991年11月)

50) Stegmann, Franz Josef: Die sozialpolitische Weg im deutschsprachigen Katholizismus, in; *90 Jahre Rerum novarum*, hrsg. von A. Rauscher, Köln 1982, S. 116.

51) Steger, Gerhard: a. a. O., S. 111.

現在のローマ教皇、ヨハネ・パウロ 2 世は、『レーラム・ノヴァルム』100周年を記念して社会回勅『チェンテジマス・アニユス』を發布した。そこでは、「根から湧き上がってくるゆたかな樹液は、年を経ても涸れることなくますます豊さをましている⁵²⁾」と『レーム・ノヴァルム』の不滅の功績が讃えられている。全体主義的共産主義が崩壊した後で書かれたこの回勅は、共産主義崩壊後に深刻な紛争や惨事が引き起こされること危惧しつつ、共産主義社会の崩壊をもって資本主義の勝利ととらえたり資本主義を賛美する態度を強く厳しく戒めている。『レーラム・ノヴァルム』が書かれた時代の「抑制なき資本主義」(ungezählter Kapitalismus)の弊害は、第3世界のみならず先進資本主義諸国にもなお存在しているし、自由資本主義の克服という、かつての社会的カトリシズムの課題は現在もなおわれわれの課題である。「経済的自由を全体としての人間の自由にしえさせ、経済的自由を倫理的・宗教的中心をもった人間的自由全体の特殊な次元とみなすような、確固とした法的秩序の中に経済的自由を拘束する体制⁵³⁾」、「労働者が自らの尊厳に対する完全な尊敬と企業活動へのより広い参加を獲得できる⁵⁴⁾」体制は、まだ実現していない。「余ったものを分かち与えるのではなく、経済的・人間的発展から排除され疎外されているすべての人々がこの発展の圏内に入ることができるように道を拓くことが重要である。・・・そのためには、生活様式、生産と消費のモデル、現代社会を支配している既成の権力構造を変革する必要がある⁵⁵⁾。」

『レーラム・ノヴァルム』から『チェンテジマス・アニユス』までのこの100年間に社会問題に対する教会の姿勢や方法論にいくつかの大きな変化が起こってきたことはたしかであろう⁵⁶⁾。このような変化が生じてきたのは、たえず新しい課題の前に立たされてきたからに他ならない。

52) Johannes Pauls II.: *Centesimus annus*, Nr. 1. (ドイツ語訳を使用している)

53) Johannes Pauls II.: *Centesimus annus*, Nr. 42.

54) Johannes Pauls II.: *Centesimus annus*, Nr. 43.

55) Johannes Pauls II.: *Centesimus annus*, Nr. 58.

『レールム・ノヴァルム』90周年にあたって、1982年、ウェーバーは「社会主義的・官僚主義的中央集権主義に対する個人の権利の擁護⁵⁷⁾」を残された課題のひとつにあげていたが、ソ連・東欧の全体主義的共産主義が崩壊してしまっただけでなく、この課題はすでに乗り越えられてしまったかに見える。しかし、ヨハネ・パウロ2世がまさしく危惧していたように、むしろ戦争や社会的抗争の激化によって、生きるという人間のもっとも基本的な権利が危機にさらされている。『レールム・ノヴァルム』100周年に思いを馳せるとき、19世紀に提起された課題の上にさらにこの100年間の課題が重なってふたたび振り出しに戻されたような感すらさせられる。「資本主義と社会主義の間の“第3の道”としてカトリック社会論を理解しようとしてきた人々は、いまや確定された座標を失ってしまった⁵⁸⁾」のである。19世紀の社会的カトリシズムと同じようにモデルなき時代にモデルを構築するという困難な課題に直面させられているのである。

[付 記]

本稿の一部は、1993年7月31日、吉備国際大学で開催された社会政策学会の中国・四国部会で「労働問題とドイツ・カトリシズム——社会回勅『レールム・ノヴァルム』100周年に寄せて」と題して報告を行った。

なお、本稿は、平成5年度庭野平和財団研究助成金による研究成果の一部である。

-
- 56) *Catholic Social Teaching. Our Best Kept Secret*, ed. by P. J. Henriot/E. P. DeBerri/M. J. Schultheis, Washington 1899 (『カトリック社会教説——歴代教皇の教えに見る』, イエズス会社会司牧センター訳, ドン・ボスコ社, 1989年)によれば、政治的無関心の非難, 生活の人間化への参与, 世界の平和への参与, 貧しい人々の優先的選択に社会教説の姿勢の変化が, また, 教会のイメージ, 歴史観, 自然法のとらえ方などに方法論的立場の変遷が見られる。
- 57) Weber, Wilhelm: *Zeitbedingtes und Bleibendes in Rerum novarum*, in; *90 Jahre Rerum novarum*, hrsg. von A. Rauscher, Köln 1982, S. 86.
- 58) Ludwig, Heiner: *100 Jahre Sozialverkündigung der Kirche*, in; *Stimmen der Zeit*, 116 Jg., 209 Bd., 1991, S. 785.